

令和5年度 第1回 橿原市地域公共交通会議 議事録

日 時	令和5年6月28日(水) 14:00~15:00
場 所	大和信用金庫3階会議室
出 席 者	<p>&lt;地域公共交通会議委員&gt;</p> <p>橿原市 市長 亀田 忠彦《会長》</p> <p>橿原市自治委員連合会 会長 榊谷 佐千代《副会長》</p> <p>奈良交通株式会社 乗合事業部統括部長 大西 秀樹(代理:大久保 篤士)</p> <p>一般社団法人奈良県タクシー協会 専務理事 葛城 滝男</p> <p>一般社団法人奈良県タクシー協会橿原支部 支部長 奥野 陽子(代理:関 俊昭)</p> <p>近畿日本鉄道株式会社 大和八木駅長 西谷 恭幸(代理:北村 泰弘)</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社 地域共生室長 松本 茂樹</p> <p>橿原市老人クラブ連合会 会長 植田 紘一(代理:山本 良二)</p> <p>橿原市障害者団体協議会 会長 寺前 耕一</p> <p>社会福祉法人橿原市社会福祉協議会 常務理事 吉田 紀子</p> <p>一般社団法人橿原市観光協会 会長 中谷 昌紀(代理:松井 昌宏)</p> <p>橿原商工会議所 会頭 森本 俊一(代理:高井 剛)</p> <p>奈良県橿原警察署 署長 今西 寿広(代理:赤井 一昌)</p> <p>国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局 支局長 川口 宏幸(代理:内藤 信二)</p> <p>奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課 課長 網蔵 孝紀(代理:竹之内 耀大)</p> <p>奈良県県土マネジメント部中和土木事務所 所長 大久保 博(代理:前久保 俊二)</p> <p>&lt;関係者&gt;</p> <p>真菅地区代表者</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>小澤都市デザイン部長</p> <p>西岡都市デザイン部副部長</p> <p>都市計画課 芳仲課長、服部課長補佐、長井主査、後藤主査</p>
欠 席 者	<p>公益社団法人奈良県バス協会 専務理事 井上 景之</p> <p>奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長 今西 宏</p> <p>橿原市都市マネジメント部 部長 川田 茂人</p>

議案1 令和4年度決算報告並びに令和5年度予算について <承認>

議案2 橿原市生活交通確保維持改善計画について <承認>

議案3 橿原市地域公共交通計画に基づく取り組みについて <経過報告>

1. 令和5年度実施予定施策について
2. 真菅地区公共交通導入実証運行について

## 1 開会

亀田会長：本日は、ご多用の中、橿原市地域公共交通会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、平素は、本市の交通行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

昨年度は、「橿原市地域公共交通計画」策定に際し、委員の皆様や事業者様のご協力を賜り、無事に完成することができました。お手元に配布している冊子が計画書で、ご一読いただきたい。計画の基本理念は「はじめる、支える、つなげる、かしはらの地域公共交通」である。この計画を基にまちづくりを支え、すべての関係者が一体となり、次の世代につなげていく、橿原市の地域公共交通を展開していきたい。

さらに、令和5年度は橿原市の施政方針にもあるように、もっと住みやすく魅力あるまちづくりとなるよう、公共交通分野において「公共交通不便地域を有する真菅地区における乗合交通の運行に向けた地域住民によるルール作りの支援や、タクシーを活用した乗合交通の実証実験」、「近鉄耳成駅のバリアフリー化工事」の取り組みを、推し進めていく。

本日の会議は橿原市地域公共交通計画の5年間の計画期間の1年目の第1回ということで、委員の皆様からの意見や提案をいただき計画を着実に実行していきたいと思うので、よろしく願いしたい。

事務局：本日の会議は公開対象となっており、議事録作成のため録音させていただく。また、会議傍聴について4名希望者がいるが、許可してよいか。

委員：（「異議なし」の声あり）

事務局：本日、委員19名中16名の出席があり、橿原市地域公共交通会議規約第5条第2項に基づき、過半数の出席により会議が成立していることを報告する。なお、橿原市都市マネジメント部長川田委員が所用により欠席、また近畿日本鉄道大和八木駅駅長西谷委員が出席予定だったが代理で副駅長の北村様に出席をいただいております、お手元の委員一覧及び座席表から変更となっているので、ご了承願いたい。

ここからの進行については、同規約第5条第1項に則り、会長が務めることになっていることから、亀田会長に願います。

## 2 議題

### 議案1 令和4年度決算報告並びに令和5年度予算について

亀田会長：議案1 令和4年度決算報告並びに令和5年度予算について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料1-1により説明）

亀田会長：続いて監査報告について、社会福祉法人橿原市社会福祉協議会 吉田紀子常務理事から監事を代表して報告をお願いします。

監事：（資料1-2により報告）

亀田会長：次に令和5年度予算（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料1-3により説明）

亀田会長：今の説明に対する質問・意見等があれば願いたい。質問がないようであれば、議案1 令和4年度決算報告並びに令和5年度予算（案）については事務局の説明のとおりでよろしいか。

委員：（「異議なし」の声あり）

亀田会長：それでは、議案1 についてはご承認いただいたものとする。令和5年度予算（案）の（案）については削除願う。

## 議案2 橿原市生活交通確保維持改善計画について

亀田会長：議案2 橿原市生活交通確保維持改善計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料2により説明)

亀田会長：今の説明に対する質問・意見等があればお願いしたい。

山本氏(橿原市老人クラブ連合会)：議案とは関係ないかもしれないが、JRや近鉄は値上げがあったが、バスも値上げされたのか。

大久保氏(奈良交通)：消費税の増税を除き運賃を改定していない。社内では運賃の改定について検討はしているが現時点では未定だ。改定が決まれば周知をさせていただく。

亀田会長：ほかに質問がないようなら、議案2 橿原市生活交通確保維持改善計画について、事務局の説明のとおりとしてよいか。また、国庫補助申請の事務処理は事務局に一任してよいか。

委員：(「異議なし」の声あり)

亀田会長：それでは、議案2についてはご承認いただいたものとし、今後の手続きについては事務局へ一任する。

## 議案3 橿原市地域公共交通計画に基づく取り組みについて <報告>

亀田会長：議案3 橿原市地域公共交通計画に基づく取り組みについて、2案件あるため、1案件ずつ説明をお願いします。まずは、1. 令和5年度実施予定施策について事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料3により説明)

亀田会長：今の説明に対する質問・意見等がございましたらお願いしたい。

委員：(質問なし)

亀田会長：代表的なものが紹介されたが、他の施策についても積極的に取り組んでいただきたい。続いて、2. 真菅地区公共交通導入実証実験について事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料4により説明)

亀田会長：今の説明に対する質問・意見等があればお願いしたい。

葛城氏(奈良県タクシー協会)：3点質問がある。1点目、資料4、1ページに、鉄道・バスによるカバー率が低い地域における移動手段の確保、不便地域における移動手段確保を推進します。と記載がある。説明の中で、不便地域は鉄道駅が800m、バス停が300mにないエリアと定義しているとあったが、かなりの範囲になる恐れがある。その際は、コロナ渦においても頑張って皆さんの足を確保してきたタクシー事業者が疲弊しないように十分に調整して、すみ分けを明確にしていきたい。2点目、真菅地区の件について、タクシー事業者から市へお願い事項を出していると思うが、十分に協議をして双方が納得した上で契約を結べるようにしていきたい。3点目、資料7ページにスケジュールの記載がある。7月に運輸局に道路運送法第21条の許可、おそらく乗合の許可をとることになる。10月からの実証運行となると間に合うのか心配だ。21条の申請にあたっては、市が支援してくれるのか。

事務局：1点目について、この取り組みにあたっては、市として交通空白地を明確にし、例えば駅までは走らないなど、この実証実験の結果から今後一定のルールを定めて、タクシー事業者に迷惑がかからないようにしていきたい。2点目について、タクシー事業者との十分な協議についてだが、住民ニーズとタクシー事業者の運行条件は相いれない部分もあるが、タクシー事業者に押し付けるのではなく、限られた時間ではあるが、時間をかけて協議していきたい。ご協力をよろしくをお願いします。3点

目について、運輸局への申請について、審査期間が2か月必要とのことなので、7月中に申請したい。

21条の申請については、市でサポートできるところはしていきたい。

葛城氏（奈良県タクシー協会）：運輸支局に確認したい。乗合の許可を取るために、事業者は法令試験を受ける必要があるが、今後試験が不要になるという話を聞いた。実際はどうか。

内藤氏（奈良運輸支局）：今後の事は何とも言えない。現時点では法令試験を受けていただく必要がある。

関氏（奈良県タクシー協会橿原支部）：タクシー事業者を代表して意見する。今回の取り組みについて橿原支部として市と協議させていただいている。先ほどタクシー協会の葛城専務がおっしゃった通りで、懸念するところが何点かある。その点も踏まえて事業を推進していただきたい。3か月の実証実験の結果を踏まえてしっかりと検証をして、乗車率や収支率を満たせなければ廃止にするなど、空気を運んでいることにならないようにガイドラインを定めていただきたい。現状、ルートや運賃がまだ決まっておらず、真菅地区の推進委員会で協議させていただいているが、タクシー事業者も参加させていただきたい。住民と市だけで決めてしまうと、ルートやダイヤに無理が生じ交通事故や渋滞の恐れもある。ある程度の段階で、ルート、ダイヤ、運賃について意見をさせていただく場を作っていただきたい。

事務局：検証項目や、廃止するための条件については実証実験を踏まえて見定めていきたい。住民と一緒に考えていきたいという件について、現段階で、住民とタクシー事業者との考えについて少し隔たりのあるようなので、この隔たりを埋めて一緒に事業を進めていきたい。ご協力よろしく願いたい。

事務局：先ほどから説明させていただいているが、補足的に説明をしたい。今回の真菅地区の取り組みは、鉄道あるいはバスの利用が不便な地域の新たな移動手段の確保として進めている。今回の取り組みは、住民の皆様が主体的に様々なルール、ルートや運賃等を決めていただくことが肝となっている。真菅地区においては代表の方を数名選出させていただいて、地域の皆様の声を拾い上げながらルートを決めていただいている。市としては、地域の皆様の意向を極力実現していきたいと考えていて、様々な意見やアドバイスをさせていただきながらルート等を決めていっている状況である。先ほど葛城専務もおっしゃられたが、我々も既存の公共交通、タクシー事業者やバス事業者との競合は避けなければならないということは重々理解して進めている。この取り組みというのは、公共交通での移動が不便な地域での移動手段の確保になる。基本的には公共交通が整備されているところにこの路線を重複させるのは避けるべきだと考えている。またタクシーの利用が多いルートについても、乗り入れについては慎重に考えないといけない。3か月の実証実験の期間で、何をしてもよいとは考えていないが、地域の皆様で考えていただいているルートについては、市と地域の皆様でお話し、タクシー事業者と協議して確定していきたい。一番考慮しなければいけないのは、住民の利便性を向上することと、タクシー事業者やバス事業者との路線の重複を避けるということである。これの両立がポイントとなると考えていて、まだタクシー事業者と住民を交えてルートの詳細について協議はできていないが、近々協議の場を設定したい。今回の取り組みは真菅地区となるが、うまくいけば他の地区へ広げたいと思っているので、皆様ご協力をお願いしたい。

亀田会長：真菅地区での実証運行に向けて、関係者の皆様のご協力をよろしく願いたい。議案としては以上になるが、その他質問やご意見はないか。ないようであれば、これで審議を終了する。

本日は長時間となったが、これをもって審議を終了させていただく。今後も、橿原市の地域公共交通に関してご理解・ご協力を重ねてお願いして、議事を終了し、進行を事務局にお返りする。

事務局：最後に、本日の議事録は事務局にて作成のうえ後日送付するので、修正等があれば、所定の期限まで事務局までご連絡いただきたい。それではこれをもって本日の会議を終了する。本日はありがとうございました。

以上